

## 「2011 年度社会福祉士実習指導者講習会」開催要項

2007年に公布された「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」を受けて社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しが行われております。実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、相談援助実習の充実・強化の一環として、実習指導者の要件に「実習指導者を養成するため講習会の受講」が定められました。

このことを受け、社会福祉士養成に係る充実をはかることを目的に、青森県社会福祉士会、岩手県社会福祉士会、宮城県社会福祉士会、秋田県社会福祉士会、山形県社会福祉士会、福島県社会福祉士会、新潟県社会福祉士会各職能団体にご協力をいただきながら、社団法人日本社会福祉士養成校協会宮城県支部（仙台白百合女子大学、東北文化学園大学、宮城学院女子大学、東北福祉大学）が社会福祉士実習指導者講習会を開催します。

### 【研修概要】

- ・ 社会福祉士実習指導者講習会は、社会福祉士を対象として、2日間の日程で開催します。
- ・ 研修プログラムは、実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成のプログラムです。

### 主 催

社団法人 日本社会福祉士養成校協会宮城県支部  
(仙台白百合女子大学、東北文化学園大学、宮城学院女子大学、東北福祉大学)

### 後援・協力

青森県社会福祉士会	岩手県社会福祉士会	宮城県社会福祉士会
秋田県社会福祉士会	山形県社会福祉士会	福島県社会福祉士会
新潟県社会福祉士会		

### 【日時・会場・定員・受付期間】

《日時》 平成24年2月4日(土) 9:45~18:00  
平成24年2月5日(日) 9:00~17:15 (2日間)

《会場》 東北福祉大学ステーションキャンパス館 (JR 東北福祉大学前駅下車すぐ)  
〒981-8523 仙台市青葉区国見 1-19-1

《定員》 100名

《受付期間》  
平成23年12月22日(木)~平成24年1月16日(月) 12:00<必着>

《受講許可証発送》 平成24年1月20日(金)<予定>

《受講料納入期限》 平成24年1月31日(火)

## 【研修プログラム】

1日目 受付9:00~9:45

9:45~10:00	オリエンテーション／開講式
10:00~12:00	<u>実習指導概論 《講義》 2時間</u> 1. 社会福祉士の意義と役割 2. 実習の制度上の枠組みと意義 3. ソーシャルワーク実践と実習プログラム 4. 個人情報保護と実習での対応 5. 実習指導における専門職の役割
12:00~12:45	昼食・休憩
12:45~14:45	<u>実習マネジメント論 《講義》 2時間</u> 1. 実習マネジメントの意義と対象 2. 施設・機関内における実習リスクマネジメント 3. 施設・機関外における実習リスクマネジメント 4. 実習におけるリスクマネジメント 5. 実習マネジメントの実際
14:45~15:00	休憩
15:00~18:00	<u>実習プログラミング論 《講義》 3時間</u> 1. 実習プログラムの考え方 2. 実習プログラミングの方法 3. 実習の展開方法 4. 実習プログラム構築の具体例

2日目

9:00~11:00	<u>実習スーパービジョン論 《講義》 2時間</u>	1. 「スーパービジョン」の基礎理解 2. 実習スーパービジョンの特質 3. 実習プログラムと実習スーパービジョンの展開 4. 実習スーパービジョンの実際
11:00~17:00	<u>実習スーパービジョン論 《演習》 5時間</u> ※途中に昼食・休憩あり(1時間)	実習におけるスーパービジョンの展開方法
17:00~17:15	閉講式／修了証書授与	

※ プログラムの開始及び終了時間は、事情によっては多少前後することがあります。受講申込後に受講者に送付される『受講のご案内』で、最終確認をしてください。

## 【申し込み方法等】

《受講対象者・資格》

次の①と②の条件を満たすもの

- ① 社会福祉士取得後、3年以上の相談援助業務経験を有する社会福祉施設・機関の実習指導者
- ② 現に実習指導者として従事しているかもしくは実習指導者になろうとする方  
(実習指導者になろうとする方については、相談援助業務経験が3年に満たなくても可)

《受講費》 10,000円(テキスト代を含む)

#### 《申込方法》

- ① 「2011年社会福祉士実習指導者講習会 受講申込書」に必要事項を記入の上、郵便またはFAXでお申込ください。
- ② 受講資格確認のため、**必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。**
- ③ お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を内定します。受講定員をオーバーした場合は、実習指導との関わりを考慮して選考します。その際の参考にしますので、**受講申込書の7（実習指導との関わり）および所属長の証明欄をご記入の上お申込ください。**
- ④ 受講が内定した皆様には、あらためて受講費用納入方法、会場等、詳細についてお知らせします（ご案内がない場合は、申込先にお問い合わせください）。
- ⑤ 受講料は事前納入になります。

#### 《申込に当たってのご注意》

- ① 受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。
- ② 受講申込書の1から3（お名前・生年月日・ご住所）は修了証に記載される事項で厚生労働省より指定されていますので、必ずご記入ください。
- ③ 郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください。
- ④ 受講申込書の「施設の種別」は以下を参考に記入ください。

救護施設	老人福祉関係施設	福祉事務所	一般企業
児童福祉関係施設	介護老人保健施設	医療機関	独立型社会福祉士事務所
身体障害者福祉関係施設	婦人保護施設	行政機関	地域包括支援センター
知的障害者福祉関係施設	社会福祉協議会	教育機関	その他（福祉公社、団体等）
精神障害者福祉関係施設	在宅介護支援センター	相談機関	勤務先なし

#### 《受講決定》

受講費の振込をもって正式に受講が決定します。

#### 《受講のキャンセル・その他》

納付された受講料は返還いたしません。

#### 《研修テキストと事前課題》

- ① 『社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版、2008年）を研修テキストとして位置づけています。（テキストは、受講許可証とともに送付いたします。ただし、事情により講習会をキャンセルされた場合はテキスト代のお支払をお願いいたします。）
- ② 『社会福祉士実習指導者テキスト』に基づいた若干の事前課題をご提出いただきます。事前課題については受講決定後にお知らせいたします。

#### 《修了の認定》

- ① 本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。欠席・遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。なお、これらに伴う補講等も実施いたしません。また、受講した講義分を次回以降の講習会に振替することもできません。
- ② 研修修了者には、研修修了後、修了証を発行します。実習指導者になるためには当修了証が必要となります。万一、修了証書を紛失されても、再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

《備考》

車椅子を利用される方等に個別対応を行う場合があります。準備の都合上、車椅子を利用するなど受講に配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨の記載の上、お申込ください。

《その他》

昼食・宿泊先は各自で確保願います。また、会場向かいにコンビニエンスストアがあります。

《実習指導者の要件について》

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年 3 月 24 日 文部科学省・厚生労働省令第二号）により以下のとおり定められています。

第三条第一号ワ

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（経過措置）

附則第四条 2

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、平成 24 年 3 月 31 日までの間は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者を実習指導者とすることができる。

附則第四条 3

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事業所に置かれる同法第 15 条第 1 項第 1 号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事として8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成 21 年 3 月 31 日までの間において第三条第一号ト（4）に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

《お問い合わせ先》 東北福祉大学 通信教育部

住所：981-8522 仙台市青葉区国見 1-8-1

電話：022-233-2211 FAX：022-233-2212

mail：kc@tsukyo.tfu.ac.jp